

3 指導の重点

(1) 各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動

ア 各教科

- (ア) 「三鷹市小・中一貫カリキュラム（更新版）」、「連雀学園版小・中一貫カリキュラム」、「三鷹『学び』のスタンダード」（学校版）を踏まえた「連雀学園『まなび』のスタンダード」を活用し、資質・能力の育成を重視した学習指導の充実を目指し、全教員が自己申告書に記載して実践する。児童・生徒が自己肯定感、自己有用感を高めることができる「主体的・対話的で深い学び」＝知的コミュニケーションを活かした学びを目指し、各教科・領域の特性に応じた問題解決学習を重視し、「思考力・判断力・表現力等」の資質・能力を育成する。
- (イ) 朝学習として読書、漢字、計算などの取組を充実させる。また、「三鷹『学び』のスタンダード」をもとに、「連雀学園 わが家の『まなび』のスタンダード」、「六小指導ベース」「みたか地域未来塾（国語・算数）」の活用を図り、家庭からの協力を得ながら学習習慣と基礎的・基本的な学力の定着を図る。また「東京ベーシックドリル」をより効果的に活用するための分掌を充実させ、活用法を工夫するとともに、ノート指導等の充実にも努める。
- (ウ) 算数科では、「東京方式 習熟度別指導ガイドライン」に基づき、レディネステストによる児童の実態把握や教材研究や指導方法の充実を図り、習熟度別指導による学習の個性化と指導の個別化を充実させることで補完的な学習の徹底と発展的な学習による個性・能力の伸長を図る。
- (エ) 学園としての重点を明確にした、相互乗り入れ授業を実施し、児童の学ぶ意欲と学力の向上を目指すとともに、小学校児童に中学校での学習に対する期待感をもたせる。また、3～6学年で一部教科担任を推進し、児童の学力向上を目指す。
- (オ) GIGA スクールマイスター及びGIGA スクール研究開発委員作成の指導計画や研究成果、e-ライブラリや教員作成の指導動画等をもとに学習用タブレット端末を活用して、授業と家庭学習との連続性をもたせ、主体的に学ぶ力を伸ばす。併せて、デジタル・シティズンシップ教育の推進を図る。
- (カ) 全国学力・学習状況調査、三鷹市学力テスト等を活用し、各教科の結果や児童質問紙による意識調査の分析に基づき、学園としての指導の重点を明確にし、共通理解して指導・評価に取り組む。また、体力調査の結果に基づいた課題把握と発達段階に応じた計画的・継続的な指導を行う。また、「六小の百冊」の活用方法の工夫、学校図書館司書と司書教諭が連携して図書館の一層の活用を進めることで、自ら読書に親しむ姿勢を身に付ける。
- (キ) 「三鷹市小・中一貫カリキュラム（更新版）」に基づき、コミュニケーション能力の素地の育成を意図とした小学校低学年からの英語活動を実施するとともに、中学年での外国語活動、高学年における外国語を充実させ、中学校の英語に円滑に接続させる系統的な英語活動、外国語活動・外国語の指導を実現するとともに、研修等による小学校教員の指導力向上を図る。小学校の指導においては、専科による指導体制をとり、デジタル教科書やICT機器の活用、ALTや中学校教員、教育ボランティアとの連携のもとに指導効果を高める。

イ 道徳

- (ア) 「考え、議論する道徳」に向けて問題解決的な学習や体験的な学習を重視した指導の改善・充実を目指すとともに、適正な評価を行う。また、「いじめ防止」との関連を図りながら実施する。また、Hyper-QU テストを活用してよりよい学級集団づくりを進めるとともに児童一人ひとりの実態を明らかにし、自己肯定感・自己有用感の高まる活動・指導を工夫する。
- (イ) 道徳性の育成を学習指導要領に示された4つの視点から捉え、内容項目を分類・整理し、学園の基本的な方針を明確にした9年間の年間指導計画に基づき、小・中学校の系統的・発展的な指導を行う。
- (ウ) 地域の人財等を活用し、地域の教育力を生かした道徳の時間の指導を行い、連雀という郷土に対する愛着を深める。
- (エ) 道徳授業地区公開講座を通して、家庭や地域と一体になった道徳教育を推進し、地域の一員としての道徳的実践力の育成を図るとともに、学園・学校の課題解決を行う。
- (オ) 心の通い合う言葉遣いや情報モラルを身に付けさせるため、道徳の時間を中心に、日々の教育活動全体を通じて指導する。また、いじめに対する毅然とした対応や人権感覚を養う体

験的な指導を通して、いじめを許さない心情を育て、道徳性を養う。

ウ 外国語活動・外国語

- (ア) 外国語を通じて、言語や文化について活動や「三鷹 English Festa」(三鷹市教育委員会)及び「外国語に触れる機会の創出」(東京都教育委員会)事業を活用し、体験的に理解を深め、コミュニケーション能力の素地を養う。また、評価については、「コミュニケーションへの関心・意欲・態度」や「外国語への慣れ親しみ」、「言語や文化に関する気付き」に基づくよう留意する。なお、外国語活動は、第3・4学年は35時間、外国語は、第5・6学年は70時間実施する。第1・2学年は、学校裁量の時間の中で15時間実施する。
- (イ) 学級担任・専科主導の年間計画を作成するとともに、外国語指導者との協力、校内英語研修の開催、中学校の英語教育との交流等を通して、指導内容・方法の改善と指導力の向上を図る。
- (ウ) 第3・4学年においては文部科学省作成の「Let's Try!」の活用を中心に、年間指導計画に基づいて計画的に指導する。第5・6学年では、教科書「Here we go!」を使用し、年間指導計画に基づいて計画的に指導する。パフォーマンスチャレンジを学期に1回以上実施する。

エ 総合的な学習の時間

- (ア) 学習にあたっては、キャリア・アントレプレナーシップ教育の趣旨を生かし、児童・生徒自身の問題意識に基づく問題の設定を行うとともに、第三者からの評価や助言等を取り入れ、学習用タブレット端末等ICTを活用した学習を実現し、児童・生徒の問題解決能力やコミュニケーション能力を高める。キャリア・アントレプレナーシップ教育の視点と教科等との関連性を図る視点のもと、全体計画と指導計画をカリキュラム・マネジメントの趣旨から実施し、人間関係形成・社会形成能力や自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力を養い、自己の生き方を考えることができるようにする。
- (イ) 地域の環境や人財を活かし、体験的な学習を重視し、「問題の明確化」→「計画」→「実行」→「外部評価」→「再実行」→「まとめ」→「評価」という学習活動を通して、自ら課題を見付け、考え、解決する学び方を学ばせる。

オ 特別活動

- (ア) 連雀音楽会や第6学年の一中体験、第4・5学年の選択交流学习、連雀母校訪問等の活動・行事等を通じて学園の一員としての帰属意識を高め、9年間の活動を通して「人間力」「社会力」の育成を図るとともに、中学校生活への期待感を高める。また学区の幼稚園・保育園との交流、小学校や中学校との交流学习を通して、幼・保・小・中との連携を深める中で、一人ひとりが役割を果たし、所属意識や自己肯定感を高める。
- (イ) 児童・生徒の企画力・実践力の伸長を目指し、学園合同あいさつ運動など、児童会・生徒会の定期的な交流活動を行い、児童・生徒の学園意識、リーダーシップ、パートナーシップを育てる。児童会活動やクラブ活動、たてわり班活動(異学年交流)、ふじみ学級や中学校生徒会との交流等を通して、互いに思いやる心を育て、よりよい生活を築くことができる児童を育成する。
- (ウ) 各教科・領域との関連を図りながら、保護者・地域との連携を視野に置き、児童・生徒の自己有用感を高め、「人間力」「社会力」を育成する。特別活動との関連を図りながら児童会による運動会の企画や運営等を通して、他とのかかわりから協力したり共存したりする態度を育てる。
- (エ) 運動会・学芸会などの学校行事を通し、六年生が考える学校のテーマを目指し、表現力の伸長や仲間と協力する力などを育成する。
- (オ) キャリア・パスポートを活用してキャリアプランニング能力を高める。

(2) 特色ある教育活動

- ア 異学年、中学生、幼児、教育支援学級「ふじみ学級」や障がいのある方々、高齢者の方々、地域の施設の方々等との交流活動を推進し、人権尊重の精神を培い、豊かな人間性を育むとともに、社会の一員として奉仕する心や思いやりの心を育てる。
- イ 「連雀学園『まなび』のスタンダード」を活用し、体力・心力・学力をバランスよく育成できる基本的な生活習慣を身に付ける。

- ウ コミュニティ・スクール委員会のサポート部や各校の学習支援組織と連携し、保護者・地域の人財を年間計画に基づいて活用し、学力向上のための授業改善、個に応じた指導、体験を重視した活動を充実させる。
- エ 「六小みたか地域未来塾」を設置し、学力向上のための補習を実施する。
- オ 学園の教員の専門性を生かした「選択交流学习」の場を活用し、児童の交流を推進するとともに、学園の児童・生徒が共に学ぶ楽しさを味あわせ、一人ひとりの興味・関心に応じて、新たな学習課題に挑戦する機会を保障する。
- カ 小・中一貫教育に加え、小学校においては、幼・保・小・学童クラブとの交流を行うことによって、「小1プロブレム」の解消とともに、スタートプログラムの開発を行い、第1学年児童なりの自主性・実践力・協調性を高め、学校生活に意欲的に取り組ませる。
- キ コミュニティ・スクール委員会と連携し、地域諸団体が主催する活動に児童・生徒の参加を促し、小・中・地域の一体感を育成しつつ児童・生徒の健全育成を行う。参加した小学生には地域とのかかわりの価値を捉えさせる。また、オリンピック・パラリンピック教育の趣旨を踏まえ、地域のスポーツイベントへの参加を促進する。
- ク オリンピック・パラリンピック教育で学んできたことを財産として実践し、これからの社会に必要な「多様性と共生」などの感覚を育てる。
- ケ 地域や学校生活の中から課題を取り上げ、キャリア・アントレプレナーシップ教育の計画を実施し、コミュニティ・スクール委員会や地域の方への報告会の実施、また評価をいただき、コミュニティ・スクールを基盤とした教育の充実に取り組み、地域に根差し、社会に貢献する児童を育てる。
- コ 校長をはじめとする全教職員が、児童の意見を十分尊重するため、児童の意見を聞く機会を積極的に設ける。これまで行ってきた「子ども熟議」や児童・生徒会交流、代表委員会での意見表明に加え、各学級での学級活動や児童アンケートも活用する。

(3) 生活指導・進路指導

ア 生活指導

- (ア) 小・中一貫の視点での生活指導を重視し、学園で共通理解して取り組む。特に、問題が起きてから取り組むのではなく、先を見通した生活指導を学園共通で実践する。また、そのための学園内での情報交換を行う。
- (イ) いじめ等の問題については、三鷹市の方針を受け、各校で「いじめ防止基本方針」の見直しを定期的に行う。また、いじめ防止の基本計画に従い、いじめ防止年間計画の作成やそれに基づくいじめ防止の為に校内研修については年間3回以上実施取組を実施するとともに、学園内で情報を共有し、早期発見・早期対応・未然防止に努める。また、コミュニティ・スクール委員会等の場を活用し、連携して課題解決を行う。さらには、児童会・生徒会を中心に児童・生徒が自主的、自発的に取り組む活動を継続して行う。いじめの校内組織を設け、「いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられる児童の育成」を目標に、教師の高い人権感覚の醸成と、いじめ防止年間指導計画を基にした指導を図る。
- (ウ) 「六年生が考える学校のテーマ」を合い言葉に、いじめは絶対に許されない人権侵害であるとともに、どの学級、どの児童にも起こりうるものであるという共通認識の下、全児童を対象とした個人面談週間の実施、児童会を中心とした児童主体によるいじめ撲滅活動等、全教育活動を通じて指導する。さらに、家庭や地域社会に対して、いじめ問題の重要性の認識を広め、連携していじめ問題の未然防止、解決を図るようにする。
- (エ) 月の生活目標の達成を可視化することで、児童の自律的な生活態度及び、学校をきれいにしようとする児童の意識を高める。
- (オ) コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校としての特色を生かし、コミュニティ・スクール委員会のサポート部会と連携し、保護者・地域・関係諸機関と連携をとった指導を行う。連雀学園として同時期に年3回(学期に1回)、コミュニティ・スクール委員会の地域人財と積極的に連携して「あいさつ運動」を実施する。また、学級指導・道徳の時間において、あいさつ標語やポスターの作成の取組、心を育てる指導や具体的な作法の指導等を通じ、挨拶への意欲づけをしていく。
- (カ) 小・中9年間を見通し、発達段階に応じた生活指導計画をもとに、本年度の重点を「あいさつ」「ひと・もの・ときを大切に」におき、発達段階に応じた指導を行い、自律性を高める

とともに言葉遣い、身だしなみ、清掃など小・中で身に付けるべき生活指導項目を具体的に示し、学園の教職員が共通理解して徹底する。

- (キ) 児童・生徒の自殺防止に向けた「SOSの出し方に関する教育」を年間指導計画に位置付け、実施するとともに、DVD教材等の活用を年間指導計画に位置付け5学年で指導する。教育相談機能を一層充実させ、児童・生徒の心身の安定を図るとともに保護者への支援体制を強化する。
 - (ク) 幼・保・小・中の引き継ぎを確実にを行うとともに、学園の管理職会、推進委員会等の場で情報交換をしたり、指導の在り方を共通理解したりする。小・中の引継ぎは年2回実施する。
 - (ケ) デジタル化やICT化の負の側面も理解しつつ、正しく活用するためには何が求められているか、どのように活用すれば幸せになれるかなどを、子ども熟議やCSでの熟議、児童・生徒、大人を交えた熟議を通して明らかにしていくデジタル・シティズンシップ教育を進める。
 - (コ) 学習用タブレット端末を使ったオンライン学習や「登校支援シート」の活用、適応支援教室「A-Room」との連携を進め、長期欠席や不登校気味の児童・生徒の対応を図る。
 - (サ) 月の生活目標を確実に実践できるようにするため、焦点化した内容を見直し、より児童の実態に応じた取組となるようにする。また、週目標を精選することで、児童が主体的にきまりを守ろうとする規範意識の育成を徹底する。そのために生活指導夕会での情報交換を密に行い、児童の課題に対する対応の仕方を共通理解し、問題行動への対応を適時に適切に行う。
 - (シ) 「SNS東京ルール」や「SNS連雀学園ルール」「SNS六小ルール」「六小タブレットルール」の改善と活用、改訂版小・中一貫カリキュラム「ICT(情報)教育」や情報教育リーフレット「ネット社会を生きる力を育むために」等の活用を通して、情報モラル教育の充実を図ると共に、コミュニティ・スクール委員会やPTA、地域と積極的に連携し、児童の健全育成上の課題について迅速な対応を図る。
 - (ス) 家庭や地域、外部講師や関係諸機関等と連携したセーフティ教室を実施し、不審者対応や三鷹市地域安全マップ等の活用、情報モラル、薬物乱用防止等についての学習を行う。
- イ 生き方・進路指導
- (ア) 年間を見通した指導計画のもと計画的かつ継続的な生き方・進路指導を行う。また、学園で実践されるすべての教育活動を教育課程に位置付けて、児童・生徒に自己有用感・自己肯定感をもたせ、夢や希望をもって生き抜く力の育成を図る。
 - (イ) 年間指導計画に基づき、キャリア・アントレプレナーシップ教育に取り組み、児童・生徒が自己理解を深め、他者との人間関係を構築し、現在や将来の生き方を考え、望ましい職業観、勤労観を育ていけるようにする。そのため、学園で交流する機会を設け、小学校においては中学校体験する活動を行う。

(4) 教育支援

- ア 児童の日常生活の変化に気を配り、いじめの防止・解消に努めるとともに、学校不適応等の問題については、教育支援コーディネーター、生活指導主任が中心となり、スクールカウンセラー、総合教育相談室、校内通級教室等の関係諸機関とも連携し、家庭への支援も含め問題の解決にあたる。
- イ スクールカウンセラー、教育支援巡回指導やふじみ学級の担任を活かした校内委員会を中心に教員の研修を行い、教育支援の質を高める。教育支援コーディネーターを中心とした教育相談体制を充実させ、校内委員会の質を高めるとともに、課題を明確にした適切な支援の方法を工夫できるようにし、一人ひとりの児童に適切な支援を行う。
- ウ 個別指導計画と個別の支援計画を作成して、一人ひとりの児童理解を共通なものとして指導にあたり、個々の児童の学力向上を支援するとともに、身近な人と適切な関係を築けるよう援助する。
- エ 「心のバリアフリー」の推進の動向を踏まえ、副籍制度に対する教職員の共通理解を図るために、校務分掌に位置付けるとともに、教育計画に記載することで、交流活動の充実に努める。また、ふじみ学級と通常の学級との交流をより充実させる。
- オ 「三鷹市校内通級教室実施方針」に基づく「校内通級教室」の指導を十分に機能させるとともに、通常の学級でのユニバーサルデザインの考え方に基づく誰にでも分かりやすい授業、それぞれのニーズに的確に応じた授業を心がけさせ、支援の充実を図る。

(5) 体力・運動能力向上

- ア 「学力」「心力」「体力」のバランスの点から連雀学園においては、「体力の向上」を重点課題ととらえ、体力テストの結果の分析等を踏まえ、学園の担当者等で学園・学校の課題を明確にして取り組み、評価・改善を行う。
- イ この3年間の全国体力・運動能力、運動習慣調査の結果から、改めて、長なわ跳び、持久走等、「学園としての取組」も行い、体力の向上を目指す。また、必要に応じて、教員、児童・生徒の交流を取り入れ、学園としての体力向上を意識させる。
- ウ 児童の体力・運動能力の向上のため、運動部を中心に、体育科の授業の充実を図るとともに、校庭・体育館等の施設を有効に利用して、なわ跳びや持久走等の業間運動、体づくり運動への全校での取組を中心とした体育朝会や体育的活動（六スポ）等を効果的に実施する。また、そのための年間計画を整理し直すとともに児童の実態を明確にし、より効果的に取り組めるようにする。また、中休み20分、昼休み30分と子どもたちが遊べる時間を50分確保し、毎日体を動かす取り組みを進める。

(6) その他

- ア 学習指導要領に基づいた児童・生徒一人ひとりを大切にした、「個別最適な学び」「協働的な学び」を一体的に推進する。
- イ 校内外の安全教育を見直し、地域や関係機関と一体となって事故防止体制や災害発生時の防災計画を整え、児童の安全・安心を確保するとともに、「防災ノート～災害と安全～」等の活用を図り、防災意識を高める。
- ウ 食育を推進し、心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事の摂り方を理解し、自らの健康について考える能力を養う。児童会活動を中心とした「食育の日」の設定や給食委員会の活動、栄養士による指導を工夫する。また、食物アレルギーへの対応等、教職員の研修を進める。
- エ 学校の教育活動への一層の理解と協力を得るため、ホームページを中心とした広報活動に力を入れ、充実を図る。
- オ 道徳「節度・節制」、生活科「地域と生活」、社会科「地域の人々の生産や販売」、家庭科「身近な消費生活と環境」において、消費者教育推進法の趣旨に基づいた消費者教育の一層の充実を図り、一人ひとりが自立した消費者として、安心して安全で豊かな消費生活を営む力を育む。
- カ 第6学年社会科「我が国の政治の働き」及び、各教科等にわたる主権者教育を通じて、政治や選挙の仕組みにふれ、国家及び社会の形成者として主体的に参画しようとする資質・能力を、家庭や地域社会との連携のなかで育む。
- キ 教科等を越えた全ての学習の基盤となる資質・能力を体系的に位置付け、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力（がん教育、消費者教育、プログラミング教育等）を児童の発達段階や地域の実態を踏まえながら指導する。
- ク 年間計画に健康教育を位置付け、児童が自分の体力を知り、関心を高める授業改善に取り組むとともに、「新たな日常生活」の中で食事・睡眠・運動などに気を付けて生活できるように授業や家庭との連携を深めた活動を進める。
- ケ 児童・生徒が人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神力を育めるよう、計画的に人権教育に取り組み、人権尊重の理念が浸透するようにする。人権教育推進担当者を中心に、人権教育全体計画をはじめ年間指導計画の整備を推進し、「人権教育プログラム（学校教育編）」等をもとに研修を深めながら指導・改善を行う。